又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの		
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	
ニ　法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	
イ　法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	
ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	五　法第二十四条の六第五項の規定による勧告
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	
ニ　法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	

又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの		
ハ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	
ニ　法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	
イ　法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	
ロ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	五　法第二十四条の六第五項の勧告
ハ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	
ニ　法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	